

標準ロータリー・クラブ定款には、ロータリー会員資格が例会に欠席したために自動的に終了させられる三つの条件を規定しています。その条件というのは次のものです。

- ・連続して4回、クラブ例会に欠席し、そのメイクアップ(補填)をしない
- ・6か月毎を一期間として、その期間の例会の60%に出席しない、あるいは、欠席をメイクアップしない
- ・6か月毎を一期間として、その期間に自分の所属するクラブの例会の少なくとも30%に出席しない

これら三つの場合は、クラブの理事会が事前に、その欠席を、十分な理由ありとして許容することを承認していたのでなければ、そのロータリー会委員資格を失います。

会員が4回続けて例会に欠席した場合、理事会はその欠席がクラブにおける会員資格の終結要請とみなすことができることを本人に伝えることとなります。

上記のような規則は非常に厳しすぎると思われる人々も居るでしょう。

しかし、クラブ例会に出席するというのが、会員がロータリークラブに加入の際に承諾した基本義務の1つなのです。定款規定は、ロータリーは定例出席を高く評価する、会員の直接参加による団体であることを強調しているにすぎません。一人の会員が欠席しますと、クラブ全体がこの会員との直接の交流を失う事になります。クラブ例会に出席するという事が、すべてのロータリークラブ運営と成功の重要な部分であるとされているのです。